

# ハンセン病問題の いまとこれから

証言記録映像上映

コンサート&トーク



2015年2月14日(土)

会場 三重県人権センター

(津市一身田大古曾693番地1)

【開場】12:30 【開会】13:00  
【終了予定】16:00

入場無料  
申込不要

どなたでもご参加いただけます。  
是非、みなさまご参加ください。

【第1部】 ハンセン病療養所入所者による「証言記録映像」上映

証言者：国立ハンセン病療養所邑久光明園・長島愛生園の三重県出身者

【第2部】 コンサート & トーク

「生き直しコンサート～今の僕にできること ただひたすら～」

出演者：宮里 新一(シンガー・ソングライター) 国宗 直子(菜の花法律事務所 弁護士)

ハンセン病問題の根本的な解決をめざし、「証言記録映像の上映」、「コンサート & トーク」を開催します。ハンセン病問題は、まだ終わっていません。ハンセン病回復者の方々には、世間の目を恐れて暮らしている人も多く、今なおハンセン病に対する差別や偏見は根強く残っています。現在実際に岡山県の療養所で暮らしている三重県出身者の証言、ハンセン病回復者で、現在シンガー・ソングライターとして活躍している宮里新一氏、ハンセン病国賠訴訟西日本弁護団・弁護士国宗直子氏によるメッセージをお聞きください。



＜主催＞ 三重県、ハンセン病問題を共に考える会・みえ

＜後援＞朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、中日新聞社、伊勢新聞社、NHK津放送局、三重テレビ放送、全国ハンセン病療養所入所者協議会、公益社団法人三重県人権教育研究協議会、公益財団法人三重県反差別・人権研究所みえ、津市

問い合わせ先：三重県 健康福祉部 医療対策局 医務国保課 電話 059-224-2337 FAX 059-224-2340  
ハンセン病問題を共に考える会・みえ 059-396-0131(訓霸)

# ハンセン病問題の いまとこれから

## 【第1部】 ハンセン病療養所入所者による「証言記録映像の上映」

### <概要>

平成26年11月から平成27年1月にかけて、岡山県にある国立ハンセン病療養所邑久光明園・長島愛生園を訪問し、三重県出身の入所者から、過去にハンセン病患者であったことにより受けた差別・偏見、過去の体験や今心境、ふるさとへの想い等について語っていただき、証言映像を記録しました。

証言をいただいた三重県出身の入所者は、1929（昭和4）年からはじまった自分達の県からハンセン病患者を無くそうという「無い県運動」や、1931（昭和6）年に制定された「らい予防法」に基づく全ての患者の強制的な終生隔離の実施によって、三重県を追い出され、家族やふるさとから引き離され、今はハンセン病療養所で暮らしています。

ハンセン病療養所の入所者は、全国的にも平均年齢が83.6歳（H26.5 現在における国立療養所の平均）となっており、今後入所者から証言をいただくことが困難になっていくことが予想されます。1996（平成8）年に「らい予防法」が廃止され、ハンセン病回復者の人権が叫ばれるようになった今だから言えることなど、貴重な証言を記録しており、ハンセン病問題の根本的な解決をめざし、証言記録映像をここに上映いたします。

## 【第2部】 「生き直しコンサート～今の僕にできること ただひたすら～」

### <出演者プロフィール>

#### 宮里 新一（みやざと しんいち）

シンガー・ソングライター。8歳のときにハンセン病を発症し9歳で国立ハンセン病療養所沖縄愛樂園に入所。3年後には退所し一般の中学に入学。高校を卒業し大学へ進学するが後遺症悪化のため再入所。その後、社会生活を再開するも、病歴を隠しつづけることに苦しみ、一時は歌うことさえ遠ざけていた。2001年、ハンセン病国賠訴訟の原告となり、ハンセン病問題の全面解決の闘いに加わる。2002年4月、初めてハンセン病回復者であることを告白。同年12月、沖縄愛樂園を正式に退所。以降各地でライブ活動を続けている。1955年生、沖縄県出身、現在は熊本市在住。

#### 国宗 直子（くにむね なおこ）

ハンセン病国賠訴訟西日本弁護団・弁護士。現在は、「菜の花法律事務所」所属の弁護士。担当科目は人権・環境問題等。主な職歴等は次のとおり。

○最終学歴／学位 熊本大学大学院法学研究科修士課程修了／法学修士

○法曹資格 1988年弁護士登録（司法修習40期）

○主要職歴 1986年4月 司法研修所入所

1988年4月 熊本中央法律事務所弁護士

2002年1月 菜の花法律事務所弁護士